

池田市出産・子育て応援交付金（子育て応援ギフト）給付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、国の「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」に基づき、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費や子育て支援サービスの利用料に係る子育て世帯の経済的負担の軽減を図るために支給する出産・子育て応援交付金（以下「交付金」という。）のうち、子育て応援ギフトに関して必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この要綱における対象者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する児童（以下「対象児童」という。）を養育し、申請時点で池田市に住所を有する者とする。ただし、同一の対象児童に係る支給対象者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援ギフトが支給された場合、他の支給対象者に対する同一の対象児童に係る子育て応援ギフトは支給しない。なお、支給対象者のうち(1)に該当する児童を養育する者は「支給養育者」、(2)に該当する児童を養育する者は「遡及支給養育者」という。

(1) この要綱の施行日（以下「事業開始日」という。）以降に出生した児童であって、池田市内に住所を有する者

(2) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童であって、池田市内に住所を有する者

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者には、子育て応援ギフトは支給しない。

(1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者

(2) 法人

（支給額）

第3条 交付金の支給額は、対象児童1人につき5万円とする。

（支給方法）

第4条 支給養育者への支給は次に掲げる(1)に基づき、遡及支給養育者への支給は次に掲げる(2)に基づいて行うものとする。

(1) 子育て応援ギフトの支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、妊娠8か月頃にアンケート（様式第1号）を提出し、かつ乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間に出生後の面談等を受けた後、子育て応援ギフト申請書（様式第2号）を次項に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請ができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内であれば申請を行うことができるが、対象児童が1歳に達する日以後の最初の3月31日（令和6年3月31日ま

でに1歳に達した児童に係る申請は令和7年3月31日)以降は申請できないものとする。また、申請前に対象児童が死亡した申請者については、面談等を受けることなく申請を行うことができる。

(2) 申請者は、事業開始日以降3か月以内に、子育て応援ギフト申請書に次項に掲げる書類に加え、アンケートを提出しなければならない。ただし、災害その他申請者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請期間中に支給の申請ができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内であれば申請を行うことができる。また、申請前に対象児童が死亡した申請者については、アンケートの提出を行うことなく申請を行うことができる。

2 子育て応援ギフト申請書を提出する際、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 公的身分証明書の写し

(2) 交付金を振り込む口座の預金通帳の写し又は口座の情報が確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付金の支給決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付金の支給の可否を決定し、支給を決定した申請者に対しては、交付決定の日以後の30日以内に交付金を支給しなければならない。

2 前項の規定による交付金の支給は、申請者が指定する金融機関の口座へ振り込みにより行うものとし、これをもって交付決定の通知に代える。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、不相当と認めるときは、申請者に対し、池田市出産・子育て応援交付金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付金の返還)

第6条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により交付金の支給を受けたときは、交付金の全部又は一部を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現にあるこの要綱による改正前の様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間この要綱による改正後の様式による書類として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月17日から実施し、この要綱による改正後の池田市出産・子育て応援交付金(子育て応援ギフト)給付要綱の規定は令和6

年 4 月 1 日から適用する。